小野デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（通所介護相当サービス）
運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人芙蓉会が設置経営する小野デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて自立の支援若しくは悪化の防止又は要介護状態となることを予防に資するサービス提供を行い、更に自立の可能性又、意欲を最大限に引き出すことが出来るよう、その目標を設定し、計画的に行うこととする。

２　自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

（運営方針）

第３条　通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所型サービス通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

２　従業者は、通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

３　通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

４　事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

５　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

６　通所介護相当サービスの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称　　小野デイサービスセンター

所在地　福島県耶麻郡北塩原村大字北山字地蔵堂２９０６番地１

（従業者の職種及び員数）

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数は次の通りとする。

①	管理者	１名
②	生活相談員	１名以上
③	看護職員	１名以上
④	機能訓練指導員	１名以上
⑤	介護職員	２名以上

（職務内容）

第６条　前条に定める従業者の職務内容は次の通りとする。

① 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス内容の調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

③ 看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者が各種サービスを利用する為に必要な処置を行う。

④ 介護職員は、通所介護相当サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な支援を行う。

⑤ 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

（営業日及び営業時間）

第７条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日：月曜日～土曜日までとする。

但し、１２月３０日～１月３日までを除く。

（２）営業時間：午前８時３０分～午後５時３０分まで

≪サービス提供時間≫午前９時３０分～午後４時３０分までとする。（送迎時間を除く）

（利用定員）

第８条　この事業の１日の利用定員は、２０名とする。

（事業内容）

第９条　通所介護相当サービス内容は、次の通りとする。

① 送迎サービス
② 日常生活上の介助
③ 健康状態の確認
④ 入浴サービス
⑤ 食事サービス
⑥ 運動器機能向上サービス

⑦　口腔機能向上サービス

⑧　相談、助言等に関すること

（利用料及びその他の費用）

第 10 条　利用者が支払う利用料及びその他の費用の額を掲示すると共に､次の通りとする。尚、その額は別紙料金表の通りとする。

1　本事業所が提供する通所介護相当サービスの利用料は、介護報酬告示上の額とし当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

①次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎費用の実費相当額。

②食費

③教養娯楽費

④その他日常生活費

⑤複写物の交付代

⑥おむつ代

⑦全各号に掲げるものの他、通所介護相当サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

3　前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で同意を得ることとする。又併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条　通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

①　北塩原村　　②　喜多方市（山都町、高郷町、熱塩加納町を除く）

（サービス提供記録の記載）

第 12 条　通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護相当サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な事項を所定の書面に記載すること。

（サービス提供にあたって留意点）

第 13 条　通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に挙げる事項に留意しながら行うものとする。

1　　事業所は、サービス提供に当たり、通所介護相当サービスにおけるアセスメントにおいて把握された課題、サービス提供による課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的且つ柔軟なサービス提供に努めること。

２　　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は、口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

３　　サービス提供に当たっては、利用者が支援を必要とする高齢者であることに十分配慮し、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第 14 条　事業所は、サービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成して、緊急時の連絡方法を予め定めておき、従業者に周知徹底を図る。

２　事業所は、サービス提供に当たり、転倒等を防止するため環境の整備に努める。

（秘密の保持）

第 15 条　従業者は、正当な理由もなくその業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、在職中のみならず退職後においても他に漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

２　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者に係る個人情報を用いる場合は、利用者及び利用者家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

（苦情処理）

第 16 条　提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第 17 条　利用者に対する通所介護相当サービスの提供に当たって賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（衛生管理）

第 18 条　通所介護相当サービスに使用する備品等を清潔に保持し､定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意すること。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第19条　通所介護相当サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族又かかりつけ医療機関等へ連絡し、適切な措置を講じるとともに、管理者へ報告する。かかりつけ医療機関への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時における対処方法）

第20条　前条に定める措置を講ずると共に、速やかに各市町村関係窓口、当該地域包括支援センターへの連絡を行うこととする。

（非常災害対策）

第21条　通所介護相当サービスの提供中に災害が発生した場合、従業者等は、利用者の非難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の措置をとること。

２　非常災害に備え、年に２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

３　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（地域との連携）

第22条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（虐待防止に関する事項）

第23条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

①　虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、そのけっかについて従業者に周知徹底を図る。

②　虐待防止のための指針を整備する。

③　虐待を防止するための研修を定期的に実施する。

④　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第24条　事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下[業務継続計画]という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を

講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（会計の区分）

第 25 条　事業所ごとに経理を区分すると共に、通所介護相当サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第 26 条　事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する法令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2　　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

3　事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から５年間保有するものとする。

4　この規程に定めるものの他、必要な事項について管理者が理事長の承諾を得て別に定めることができる。

附　則

1　この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程は、利用料及びその他の費用の変更に伴い平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3　この規定は介護保険法改正に伴い平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

4　この規定は介護保険法改正に伴い平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5　この規程は、利用定員変更に伴い平成 28 年 3 月 20 日から施行する。

6　この規定は、介護保険改正に伴い平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

7　この規定は、介護保険改正に伴い令和 6 年 4 月 1 日から施行する。